

令和元年度

大牟田市人事行政の運営等の
状況の公表について

令和元年10月
大牟田市

【目 次】

- I 職員の任免及び職員数に関する状況……1ページ
- II 職員の給与の状況……4ページ
- III 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況……20ページ
- IV 職員の休業等に関する状況……20ページ
- V 職員の分限及び懲戒処分の状況……21ページ
- VI 職員のサービスの状況……21ページ
- VII 職員の研修の状況……22ページ
- VIII 職員の人事評価の状況……22ページ
- IX 職員の福祉及び利益の保護の状況……23ページ
- X 特定事業主行動計画に係る措置の状況……24ページ
- X I 職員の退職管理に関する状況……24ページ

大牟田市人事行政の運営等の状況の公表について

大牟田市人事行政の運営等の公表に関する条例(平成18年条例第37号)第6条の規定に基づき、大牟田市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

平成30年度における一般職の職員(臨時・非常勤職員を除く。)の採用及び離職の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

採用	離職		
	定年退職	その他	合計
36 (20)	34	16 (23)	50 (23)

※()内は再任用短時間勤務職員数(任期の更新は含まれません。)で外数です。

※採用の欄は、平成30年4月2日～平成31年4月1日までに採用した人数です。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

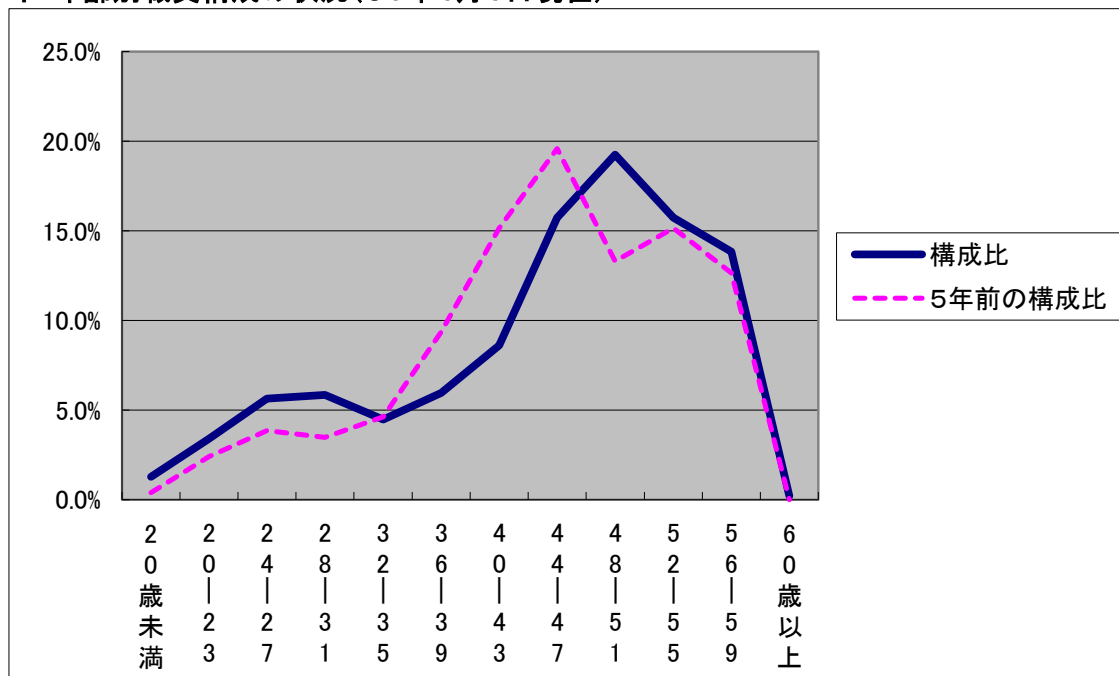
(各年4月1日現在 単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	9	9	0	【増員理由】 新産業団地整備推進室設置に伴う職員の配置など 【減員理由】 理化学検査等の外部委託に伴う見直しなど
		総 務	168	170	2	
		税 務	49	48	▲ 1	
		民 生	117	117	0	
		衛 生	154	148	▲ 6	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	22	21	▲ 1	
		商 工	27	26	▲ 1	
		土 木	96	94	▲ 2	
	計	643	634	▲ 9		
	教育部門	73	69	▲ 4	【減員理由】 給食調理業務の民間委託に伴う見直しなど	
	消防部門	127	129	2		
計	843	832	▲ 11			
公営企業計等部門	病 院	0	0	0	【減員理由】 後期高齢者医療広域連合への派遣終了など	
	水 道	36	35	▲ 1		
	下水道	33	32	▲ 1		
	その他	42	41	▲ 1		
	計	111	108	▲ 3		
合 計		954 [1,197]	940 [1,145]	▲ 14 0		

※ 職員数には、特別職・臨時・非常勤職員及び再任用短時間勤務職員を含みません(次頁「イ」及び「ウ」も同じ。)

※ []内の数値は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況(31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	12人	32人	53人	55人	42人	56人	81人	148人	181人	148人	130人	2人	940人

ウ 定員管理の数値目標及び進捗状況

定員管理については、職員配置適正化方針を策定し、事務事業の見直しなどによる効率的な行財政運営に取り組むことで、着実に職員数の削減を行ってきました。

しかしながら、職員数の適正化は今後も継続していく必要があることから、平成27年度に「職員配置適正化方針2016」を策定し、令和2年4月までの4年間で消防部門および病院部門を除いた職員数を812人とする数値目標を掲げ、職員数の削減に取り組んでいます。

部門別職員数の推移

(各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
		職員数	705	659	651	650	643	
一般行政	増減		▲46	▲8	▲1	▲7	▲9	▲71(▲10.1%)
	職員数	77	89	86	81	73	69	
教育	増減		12	▲3	▲5	▲8	▲4	▲8(▲10.4%)
	職員数	129	129	130	130	127	129	
消防	増減		0	1	0	▲3	2	0(0.0%)
	職員数	125	118	112	108	111	108	
公営企業等会計	増減		▲7	▲6	▲4	3	▲3	▲17(▲13.6%)
	職員数	1,036(902)	995(866)	979(849)	969(839)	954(827)	940(811)	
計	増減		▲41	▲16	▲10	▲15	▲14	▲96(▲9.3%)

※ ()内の数字は、「職員配置適正化方針」ベースの職員数です。

※ 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を示しています。

(3)平成30年度職員採用試験の実施状況

① 試験区分及び日程等

試験の程度	試験区分	受付期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	最終合格発表
大学卒業程度	土木(A)	6月1日～20日	7月1日	7月19日～20日	/	8月10日
	建築(A)					
	機械(A)					
短大卒業程度	一般行政事務(A)	7月13日～8月17日	9月16日	10月5日	10月25日～26日	11月19日
	行政保育士(B)			10月15日	/	11月1日
高校卒業程度	一般行政事務(B)			10月4日	10月28日	11月19日
	清掃			10月15日	/	11月1日
	土木(B)			10月14日、20～21日	/	11月19日
	消防職			10月6日	10月27日	11月19日
民間企業等職務経験者	一般行政事務(C)			6月1日～20日	7月1日	7月19日
高校卒業程度【身体障害者対象】	一般行政事務(D)	12月21日～1月16日	1月27日	2月14日	/	2月28日
大学卒業程度【再募集】	土木(A)					

② 人数等

(単位:人)

試験区分	採用予定人員(当初)	採用予定人員(変更後)	申込人員	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	採用者数
一般行政事務(A)	7	4	133	86	49	4	4
土木(A)	2	1	20	14	8	5	1
建築(A)	1	1	8	6	4	3	1
機械(A)	1	1	7	4	2	1	1
行政保育士(B)	1	1	5	4	2	1	1
一般行政事務(B)	3	5	64	42	21	7	4
土木(B)	1	1	3	3	3	1	1
清掃	1	1	7	5	5	1	1
消防職	8	8	138	93	41	12	8
一般行政事務(C)	5	6	80	71	35	8	6
一般行政事務(D)	1	1	4	4	2	1	1
土木(A)【再募集】	0	1	4	2	2	2	1

(4)障害者雇用の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により地方公共団体に適用される障害者雇用率(2.5%)で算定した本市の必要障害者雇用数は18人となっております。

平成30年6月1日現在、市長部局における実雇用者数は19人となっており、法定雇用障害者数を達成しています。

今後、職員数の削減が進む中にあっても、障害者雇用率の達成はもとより、一定の障害者の雇用の確保に取り組んでいきたいと考えています。

Ⅱ 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
30	115,310	53,356,568	42,482	8,639,950	16.2	15.9

※ 人件費には、市長や議員などの特別職の職員に支給される給料や報酬、一般職の職員に支給される給料や諸手当、共済組合負担金、退職手当、災害補償費などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均※ 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30	843 (70)	3,602,899	618,150	1,464,547	5,685,596	6,744	6,430

※ 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。

職員数は、公営企業等会計職員を除いた30年4月1日現在の人数です。

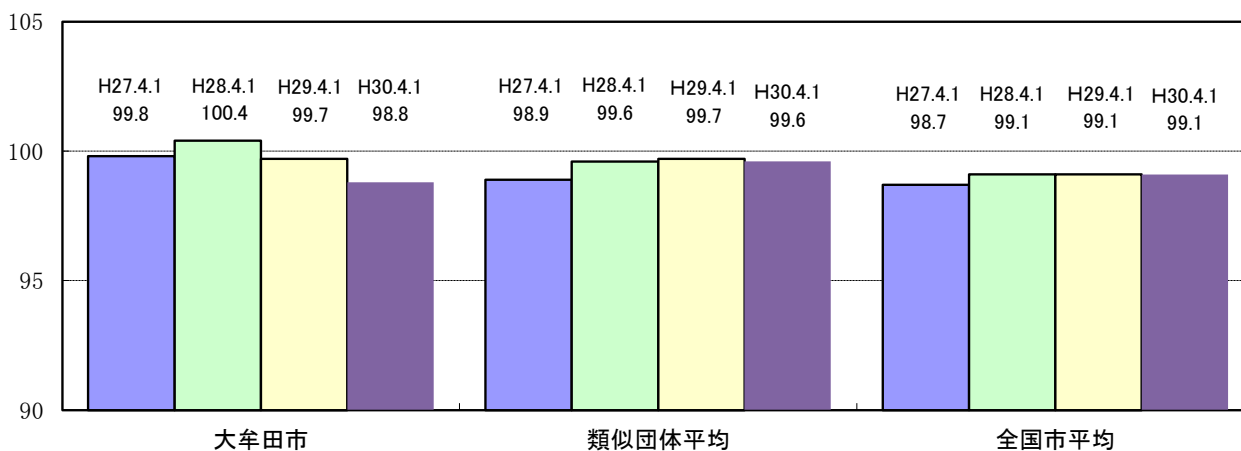
職員数の()内の数値は再任用短時間勤務職員数で、843人には含みません。

給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費を含みます。

※ 期末・勤勉手当とは、民間の賞与に相当する給与のことです。(以下の項目においても同様)

※ (参考)類似団体平均については、29年度の数値を示しています。

(3) ラスパイレス指数の状況



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。(大牟田市は地域手当の支給地域ではないことから、地域手当補正後におけるラスパイレス指数も同一)

類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表(給料表)の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定時期) 平成28年5月1日
 (内容) 国の見直し内容を踏まえ、行政職給料表の水準を平均2%引下げ。
 若年層については、人材確保の影響等を考慮し、引下げなし。
 高齢層については、50歳台後半層における官民の給与差を考慮し、最大4%程度引下げ。
 ただし、激変緩和のため、平成31年3月31日まで、経過措置(現給保障)を実施。
 (平成30年度の経過措置の額は半額)
 また、他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

大牟田市は地域手当の支給地域ではないことから、見直しの必要なし。

③その他の見直し

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年5月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大牟田市	46.3 歳	346,800 円	412,499 円	373,659 円
福岡県※	42.9 歳	326,149 円	414,482 円	365,043 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体※	42.3 歳	319,873 円	405,857 円	371,004 円

※ 一般行政職とは、税務職、医師職、医療技術職、看護保健職、福祉職、技能労務職、消防職、企業職、教育職を除いた職種のことです。

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大牟田市	46.3 歳	69 人	335,187 円	399,166 円	358,330 円
うち清掃職員	45.3 歳	50 人	329,630 円	408,598 円	356,734 円
うち給食調理員	48.4 歳	14 人	343,793 円	362,564 円	358,664 円
うちその他技能労務職員	50.4 歳	5 人	366,660 円	407,333 円	373,360 円
福岡県※	55.8 歳	537 人	329,296 円	377,146 円	356,488 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円
類似団体※	50.8 歳	45 人	332,400 円	391,736 円	371,947 円

※ 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

※ 福岡県及び類似団体については、30年4月1日現在の数値を示しています。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区 分		大牟田市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	186,700 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	152,500 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	146,000 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,900 円	354,200 円	369,669 円	392,684 円
	高校卒	242,100 円	303,900 円	355,656 円	371,600 円
技能労務職	高校卒	205,700 円	— 円	324,625 円	366,867 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

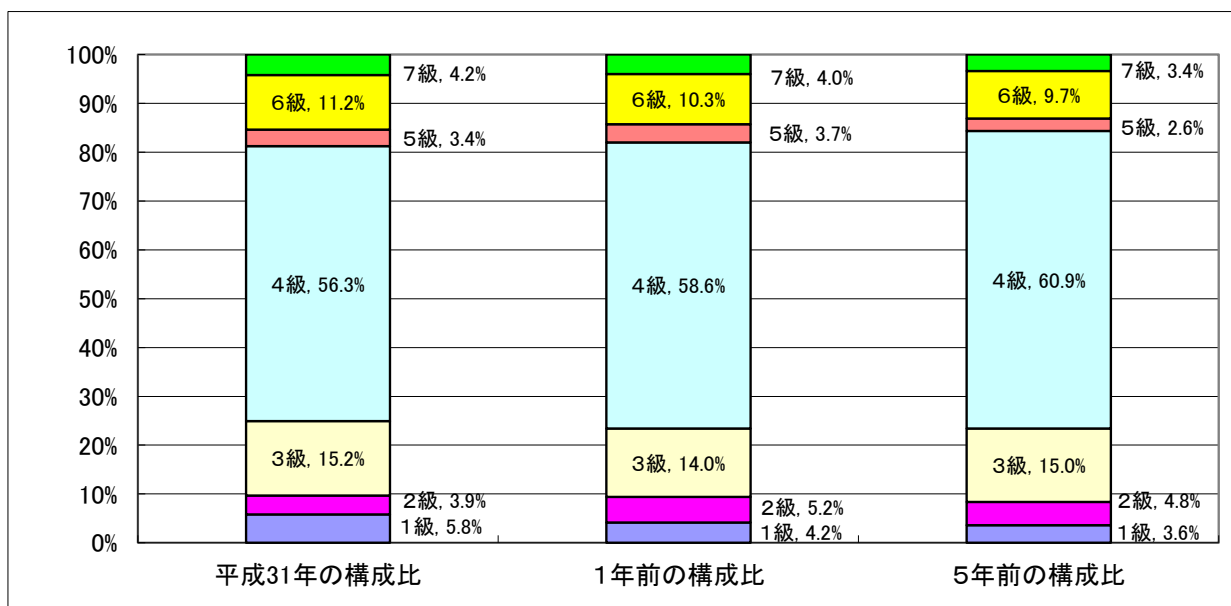
※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間会社等に勤務した経験がある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数のことです。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の行政職給料表級別職員数及び給料月額の状況(31年4月1日現在)

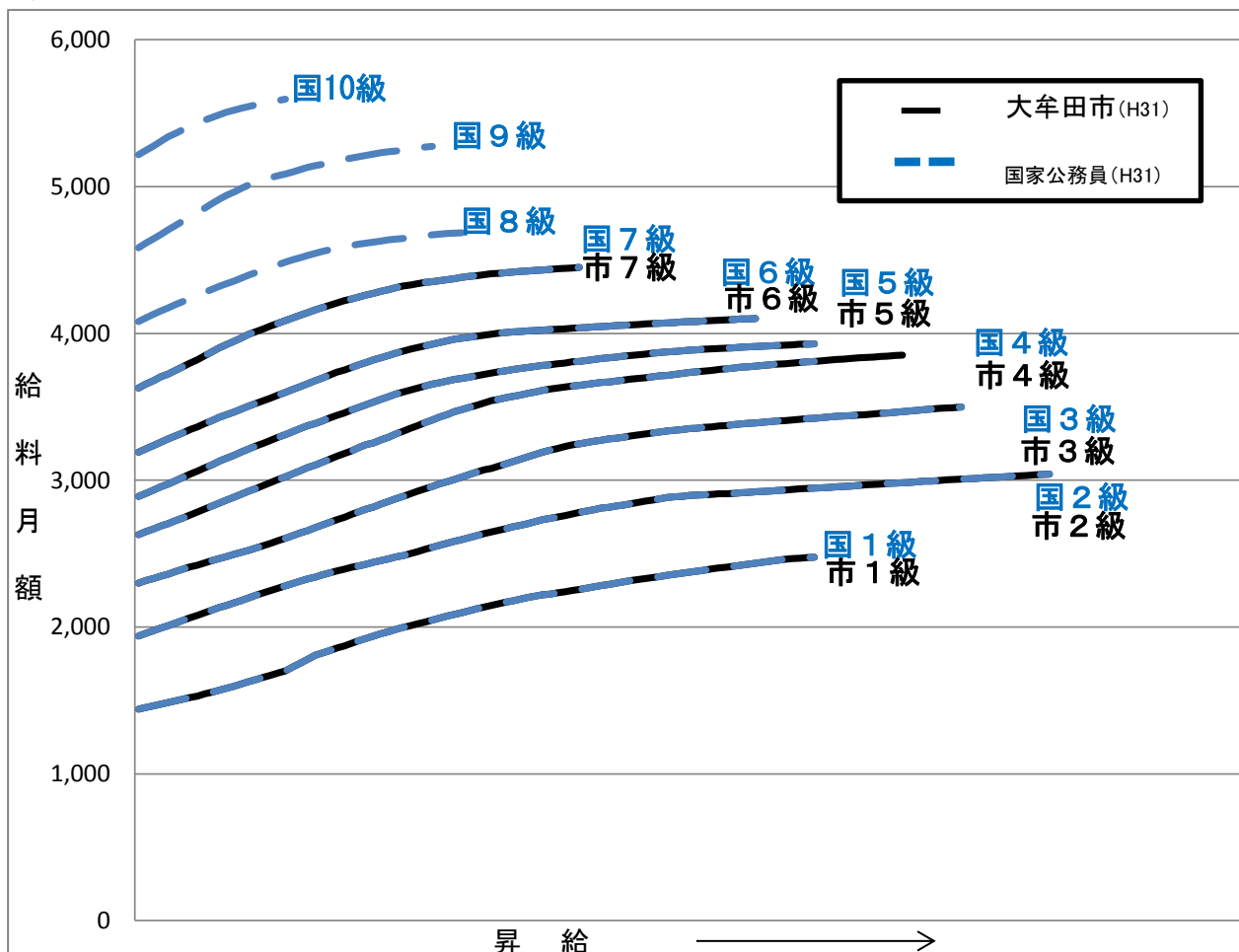
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額
7 級	部長又は参与及び調整監又は副参与	25 人	4.2 %	362,900 円 ~ 444,900 円
6 級	課長又は参事	66 人	11.2 %	319,200 円 ~ 410,200 円
5 級	主幹	20 人	3.4 %	288,900 円 ~ 393,000 円
4 級	主査又は主任	333 人	56.3 %	263,000 円 ~ 385,200 円
3 級	主任主事	90 人	15.2 %	230,000 円 ~ 350,000 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事	23 人	3.9 %	194,000 円 ~ 304,200 円
1 級	主事	34 人	5.8 %	144,100 円 ~ 247,600 円

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(31年4月1日現在)

(百円)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (大牟田市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分	○		○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	/	○	/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況(企業職を除く)

(1) 期末手当・勤勉手当

大牟田市	福岡県※	国
1人当たり平均支給年額(30年度) 1,604 千円	1人当たり年間平均支給年額 1,619 千円	—
(30年度年間支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	(29年度年間支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.75 月分 (0.85) 月分	(30年度年間支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※ ()内の数値は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合を示しています。

※ 福岡県については、29年度の数値を示しています。

勤勉手当への人事評価の活用状況(大牟田市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	令和2年度6月期(監督職)			

(2) 退職手当(31年4月1日現在)

大牟田市			国		
(支給率)	自己都合	定年・定年前早期	(支給率)	自己都合	定年・定年前早期
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	10,978 千円	20,530 千円			

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		***** 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		***** 円	
支給対象職種	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	16 %	1 人	16 %

※ 表中において、対象職員数が少なく個人が特定される恐れがある項目には * を使用しています。

(4) 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		2,674 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		891,200 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		0.3 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務従事手当	参与の職務にある医師及び歯科医師	医務行政等に従事したとき	2,674 千円	250,000円/月
	副参与の職務にある医師及び歯科医師			190,000円/月
	参事の職務にある医師及び歯科医師			170,000円/月
	主幹の職務にある医師及び歯科医師			160,000円/月
	参与、副参与、参事又は主幹の職務以外の職務にある医師及び歯科医師			140,000円/月
	獣医師			16,400円/月
行旅病死入収容手当	行旅病人の収容に従事した職員	福祉事務所に勤務する職員が、行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	0 千円	500円/回
	行旅死亡人の収容に従事した職員			3,000円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	313,260 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	376,515 円
支給実績(29年度決算)	323,334 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	384,464 円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度又は29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	別紙のとおり			126,942 千円	259,596 円
住居手当				55,290 千円	291,003 円
通勤手当				52,725 千円	72,624 円
夜間勤務手当				5,740 千円	55,733 円
単身赴任手当				570 千円	285,000 円
宿日直手当				5 千円	2,650 円
管理職手当				79,815 千円	654,221 円
管理職員特別勤務手当				2,007 千円	18,932 円

5 特別職の報酬等の状況(31年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	906,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額※	
	副市長	725,000 円	1,030,000 円 / 480,000 円	
	教育長	661,000 円	880,000 円 / 481,000 円	
報酬	議長	566,000 円	760,000 円 / 450,000 円	
	副議長	498,000 円	670,000 円 / 400,000 円	
	議員	453,000 円	620,000 円 / 377,000 円	
期末手当	市長	(30年度年間支給割合)		
	副市長 教育長	3.35	月分	
退職手当	議長	(30年度年間支給割合)		
	副議長 議員	3.35	月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	906,000 円 × 在職月数 × 35/100	15,220,800 円	(任期毎)
	教育長	725,000 円 × 在職月数 × 30/100	10,440,000 円	(任期毎)
		661,000 円 × 在職月数 × 20/100	4,759,200 円	(任期毎)

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)(ただし、教育長については、1期=3年(36月))勤めた場合における退職手当の見込額です。

※ (参考)類似団体における最高/最低額については、30年4月1日現在の数値を示しています。

6 公営企業職員の状況

水道事業・下水道事業

(1) 職員給与費の状況

① 30年度決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員 給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
水道事業	千円 2,237,777	千円 441,597	千円 197,054	% 8.8	% 8.9
下水道事業	千円 3,194,133	千円 464,599	千円 152,367	% 4.8	% 4.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費115,296千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均※ 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
水道事業	人 36	千円 153,586	千円 20,759	千円 63,696	千円 238,041	千円 6,612	千円 6,148
下水道事業	人 33	千円 144,277	千円 21,011	千円 61,388	千円 226,676	千円 6,869	千円 6,128

※ 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。

職員数は、31年3月31日現在の人数です。

※ (参考)市町村平均については、29年度の数値を示しています。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(31年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
大牟田市	水道事業	47.9 歳	370,507 円	551,021 円
	下水道事業	47.8 歳	383,368 円	572,413 円
市町村平均※	水道事業	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
	下水道事業	43.2 歳	339,266 円	510,928 円

※ 基本給は、「給料」「扶養手当」及び「地域手当」の月額合算額です。

※ 平均月収額は、平均年収額(期末・勤勉手当等を含む)を12で除した額です。

※ 市町村平均については、30年4月1日の数値を示しています。

(3) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当

大牟田市		市町村平均※	
水道事業	下水道事業	水道事業	下水道事業
1人当たり平均支給年額(30年度)		1人当たり平均支給年額	
1,498 千円	1,820 千円	1,505 千円	1,502 千円
(30年度年間支給割合)			
期末手当	勤勉手当	-	
2.60 月分	1.85 月分		
(1.45) 月分	(0.90) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		-	
・役職加算 5~15%			

※ ()内の数値は、再任用職員に係る支給割合を示しています。

※ 市町村平均については、29年度の数値を示しています。

② 退職手当(31年4月1日現在)

大牟田市		市町村平均※	
水道事業	下水道事業	水道事業	下水道事業
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	-
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額	
18,718 千円	23,002 千円	9,878 千円	7,250 千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度から30年度に退職した職員に支給された平均額です。

※ 市町村平均については、29年度の数値を示しています。

③ 地域手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		-	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	0 %	- 人	0 %

④ 特殊勤務手当(31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		-	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		-	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		-	%	
手当の種類(手当数)		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
-				

⑤ 時間外勤務手当

水道事業	支給実績(30年度決算)	7,228 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	176,287 円
	支給実績(29年度決算)	7,197 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	159,946 円
下水道事業	支給実績(30年度決算)	5,885 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	202,947 円
	支給実績(29年度決算)	7,516 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	268,428 円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(30年度又は29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

⑥ その他の手当(31年4月1日現在)

区 分	手当名	内容及び 支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (30年度実績)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
水道事業	扶養手当	別紙のとおり			6,473 千円	223,206 円
	住居手当				2,457 千円	307,125 円
	通勤手当				2,291 千円	61,915 円
	夜間勤務手当				- 千円	- 円
	単身赴任手当				- 千円	- 円
	宿日直手当				- 千円	- 円
	管理職手当				2,592 千円	648,000 円
	管理職員特別勤務手当				28 千円	28,000 円
下水道事業	扶養手当	別紙のとおり			7,538 千円	289,903 円
	住居手当				2,186 千円	312,342 円
	通勤手当				2,060 千円	79,230 円
	夜間勤務手当				- 千円	- 円
	単身赴任手当				- 千円	- 円
	宿日直手当				- 千円	- 円
	管理職手当				3,370 千円	673,920 円
	管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

7 級及び職制上の段階ごとの職員数(31年4月1日現在)

行政職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	58	6.7	主事	58	102	11.8	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	44	5.1	主事	44			
3級	主任主事の職務	189	21.9	主任主事 主任主事(再任用)	127 62	189	21.9	主任主事級
4級	主査又は主任の職務	449	52.0	主任 副分隊長	227 14	241	27.9	主任級
				主査 検査員 保育所長 保育所副所長 係長 副係長 分隊長 指導主事	154 3 1 1 9 5 31 4			
5級	主幹の職務	25	2.9	主幹 清掃事務所長 課長補佐	19 2 4	25	2.9	主幹級
6級	課長又は参事の職務	71	8.3	課長 室長 契約検査室次長 石炭産業科学館長 三池港・みなと振興室次長 市議会事務局次長 事務局長 消防署副署長 参事	51 9 1 1 1 1 3 1 3	71	8.3	課長級
7級	1 部長又は参与の職務 2 調整監又は副参与の職務	27	3.1	調整監 会計管理者 庁舎整備推進室長 契約検査室長 健康福祉推進室長 子ども未来室長 消防署長 副参与	7 1 1 1 1 1 1 2	15	1.7	調整監級
				部長 消防長 市議会事務局長 教育委員会事務局長 参与	8 1 1 1 1			
合計		863	100.0					

医師職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師の業務を行う職務	0	0	医師	0	0	0	医師級
2級	主幹又は主査の職務	0	0	主査	0	0	0	主査級
				主幹	0	0	0	主幹級
3級	参事の職務	0	0	参事	0	0	0	参事級
4級	副参与の職務	1	100.0	副参与	1	1	100.0	副参与級
5級	参与の職務	0	0	参与	0	0	0	参与級
合 計		1	100.0					

技能労務職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う技能労務員の職務	1	1.2	技能労務員	1	81	100.0	技能 労務員級
2級	技能労務員の職務	8	9.9	技能労務員	8			
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務員の職務	11	13.6	技能労務員	1			
				技能労務員(再任用)	10			
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務員の職務	61	75.3	技能労務員	61			
5級	主任技能労務員の職務	0	0	主任技能労務員	0	0	0	主任技能 労務員級
合 計		81	100.0					

企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	0	0	主事	0	1	1.4	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	1	1.4	主事	1			
3級	主任主事の職務	12	16.7	主任主事 主任主事(再任用)	7 5	12	16.7	主任主事級
4級	主査又は主任の職務	52	72.2	主任	41	41	56.9	主任級
				主査	11	11	15.3	主査級
5級	主幹の職務	0	0	主幹	0	0	0.0	主幹級
6級	課長又は参事の職務	6	8.3	課長 参事	6 0	6	8.3	課長級
7級	1 局長又は参与の職務	1	1.4	調整監	1	1	1.4	調整監級
	2 調整監又は副参与の職務			0				
				局長	0	0	0.0	局長級
				参与	0			
合 計		72	100.0					

■扶養手当 国と(同 ・ 異)

支給内容	大牟田市	国
	扶養親族のある職員に支給	同じ

扶養親族の区分	支給額	
	大牟田市	国
満22歳の年度末までの子	10,000 円	同じ
満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子の加算	5,000 円	
上記以外の扶養親族	6,500 円	

■住居手当 国と(同 ・ 異)

1. 借家・借間の場合

支給内容	大牟田市		国
	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		同じ
支給額	家賃23,000円以下	家賃額－12,000円	同じ
	家賃23,000円を超55,000円未満	(家賃額－23,000円)×1/2+11,000円	
	家賃55,000円以上	27,000円	

2. 配偶者等の居住する借家・借間

支給内容	大牟田市		国
	単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		同じ
	単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		同じ
支給額	「職員の居住する借家・借間」により算出される額の1/2の額		同じ

■通勤手当 国と(同 ・ 異)

1. 交通機関等の利用者

支給内容	大牟田市		国
	通勤のために交通機関等を利用して運賃等の負担を常例とする職員で、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であるものに支給		同じ
支給額	運賃等相当額が 55,000円以下については運賃等相当額		同じ

2. 自動車等の使用者

支給内容	大牟田市		国
	通勤のために自動車等の使用を常例とする職員で、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であるものに支給		同じ

使用距離区分

支給額	大牟田市		国	
	片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額
	2km ~ 5km	2,000 円	同じ	
	5km ~ 10km	4,200 円		
	10km ~ 15km	7,100 円		
	15km ~ 20km	10,000 円		
	20km ~ 25km	12,900 円		
	25km ~ 30km	15,800 円		
	30km ~ 35km	18,700 円		
	35km ~ 40km	21,600 円		
	40km ~ 45km	24,400 円		
	45km ~ 50km	26,200 円		
	50km ~ 55km	28,000 円		
	55km ~ 60km	29,800 円		
	60km ~	31,600 円		

■夜間勤務手当（国…夜勤手当） 国と（ 同 ・ 異）

	大牟田市	国
支給内容	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に支給	同じ
支給額の算出方法	$\frac{（給料月額 + 給料月額に対する地域手当） \times 12 \times 支給割合}{1週間当たりの勤務時間 \times 52}$	同じ
支給割合	$\frac{25}{100}$	同じ

■単身赴任手当 国と（ 同 ・ 異）

	大牟田市	国
支給内容	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給	同じ

交通距離区分

支給額	大牟田市		国	
	交通距離	支給額	交通距離	支給額
	定額	30,000 円	定額	同じ
加算額	加算額	100km ~ 300km	8,000 円	同じ
		300km ~ 500km	16,000 円	
		500km ~ 700km	24,000 円	
		700km ~ 900km	32,000 円	
		900km ~ 1,100km	40,000 円	
		1,100km ~ 1,300km	46,000 円	
		1,300km ~ 1,500km	52,000 円	
		1,500km ~ 2,000km	58,000 円	
		2,000km ~ 2,500km	64,000 円	
		2,500km ~	70,000 円	

■宿日直手当 国と(同 ・ 異)

支給内容	大牟田市	国
	宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給	同じ

支給金額

勤務の種類	大牟田市	国
一般の宿日直	5,300円	4,400円
勤務時間が5時間未満の場合	(一般の宿日直手当の) 50/100	同じ

■管理職手当 (国…俸給の特別調整額) 国と(同 ・ 異)

支給内容	大牟田市			
	部長及び課長(これに準ずるものを含む)の職にある職員に支給			
支給額	医師職以外		医師職	
	役職区分	支給額	役職区分	支給額
	部長	75,200円	参与	99,500円
	担当部長、参与	66,400円	副参与	77,100円
	調整監	62,000円	参事	61,700円
	副参与	57,500円	主幹	45,200円
	課長	54,000円	/	
	参事	49,900円		
	主幹	43,600円		

■管理職員特別勤務手当 国と(同 ・ 異)

支給内容	大牟田市								
	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日若しくは休日等又は正規の勤務時間を除く平日深夜(午前0時~午前5時)に勤務した場合に支給								
支給額	医師職以外				医師職				
	役職区分	週休日等			平日深夜	役職区分	週休日等		平日深夜
		勤務1回当たりの支給額					勤務1回当たりの支給額		
		勤務時間 6時間以下	勤務時間 6時間超				勤務時間 6時間以下	勤務時間 6時間超	
	部長、担当部長、参与、調整監、副参与	8,500円	12,750円	4,300円	参与、副参与	8,500円	12,750円	4,300円	
	課長、参事	7,000円	10,500円	3,500円	参事	7,000円	10,500円	3,500円	
	主幹	6,000円	9,000円	3,000円	主幹	6,000円	9,000円	3,000円	

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等

一般的な職員の勤務時間、休憩時間等は次のとおりです。

一週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※公務上必要がある場合は、午前5時から午後10時までの範囲内で、7時間45分の勤務時間を割振ることにしています。

※交替制勤務職員など、勤務の特殊性により上記の勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

(2) 週休日及び休日

週休日とは、原則として日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

※祝日法による休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日です。

※交替制勤務職員など、勤務の特殊性により上記の勤務時間により難しい場合は、別に定めています。

(3) 休暇

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間があります。

特別休暇とは、特定の事由に基づいて認められるもので、選挙権の行使、結婚、出産等に伴う休暇です。

Ⅳ 職員の休業等に関する状況

職員は、小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業については3歳未満の子)を養育する場合に、任命権者の承認を得て、育児休業、部分休業及び育児短時間勤務をすることができます。

平成30年度における取得状況は、以下のとおりです。

(単位:人)

	平成30年度取得者数		
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	1 0		
女性職員	6 11	3 0	
計	7 11	3 0	0 0

※ 上段は平成30年度に新たに取得した職員の人数、下段には平成29年度以前から引き続き取得している職員の人数を表示しています。

V 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して行う処分のことです。

平成30年度における分限処分の状況は、以下のとおりです。

(単位:人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			6		6
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定める事由による場合					0
合 計	0	0	6	0	6

(2)懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に、任命権者がその職員の責任を追及して行う処分をいいます。

平成30年度における懲戒処分は1件です。

VI 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の遵守が求められています。

本市では、こうした公務員としての服務規律の確保や綱紀の肅正について、必要に応じて職員へ周知を図るとともに、職員倫理条例を制定し、職員の倫理の保持に努めています。

また、平成18年11月には職員の飲酒運転をはじめとする不祥事を防止し、市政に対する市民の信頼を確保することを目的に「大牟田市懲戒処分の基準」を策定しました。

VII 職員の研修の状況

平成30年度における職員の研修の実施状況は、以下のとおりです。

(単位:人)

研修名	内容	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修、一般職員研修(採用9~10年目、6年目)、管理監督者研修(新任主査等、課長等、現任(昇任3~4年目)主査等)	118
課題別研修	テーマごとに実施(チーム力向上、地域活動、特殊クレーム対応、接遇等)	607
派遣研修	市町村アカデミー、福岡縣市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、全国市町村国際文化研修所等に派遣	180
その他	人事評価研修、人権・同和問題職場研修	1,708
計		2,613

※ 受講者数は延べ人数です。

VIII 職員の人事評価の状況

本市では、「人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりが自己成長を実感し、目標達成によるモチベーションの喚起やチャレンジ精神の高揚を図る人事評価制度の運用に取り組んでいます。

この人事評価制度は、目標に対する仕事の成果(結果)を評価する業績評価と職員の業務遂行上に見られる行動や姿勢を評価する能力評価から構成されており、職員の目的達成意識の向上や職務行動の改善、能力開発等を促進していくことを目的としています。

現在本市では担当職員までの全職員が本格実施となっており、評価結果については、総合的・戦略的な人事運用の推進を行う中で、適材適所への人事配置や昇任等に係るデータとして活用しています。また、管理職員を対象として前年度の評価結果を当該年度の勤勉手当成績率に反映しており、令和2年度支給の勤勉手当からは、対象者を監督職員(主査・副主査級)へ拡大することとしています。更に、評価結果を各種研修に反映させるとともに、職場におけるOJTの推進にも活用するよう努めているところです。

人事評価制度の運用によって職員一人ひとりの能力が十分に発揮されることで、この制度が効率的・効果的な行政運営や本市が進める魅力あるまちづくりに大きく寄与するものと考えています。

IX 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

ア 職員の安全衛生管理

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法及び大牟田市職員労働安全衛生管理規則に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任並びに安全衛生委員会の設置を行い、安全衛生活動の推進に努めています。

イ 職員の健康管理

平成30年度の労働安全衛生法等に基づく健康診断は、以下のとおり実施しました。

(単位:人)

健康診断の種類	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員	935
採用時健康診断	新規採用職員	29
特定業務従事者健康診断	深夜業務従事職員	100
時間外勤務従事者健康診断	長時間の時間外勤務従事職員	390
VDU業務従事者健康診断	VDU業務従事職員	58

ウ 職員の福利厚生

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、大牟田市職員等厚生会を設置し、職員の元気回復、職員に対する慶弔金や見舞金の給付その他福利厚生に関する事業を行っています。この厚生会は、職員の掛金及び事業主の負担金などで運営されています。

また、職員の共済制度は、福岡県市町村職員共済組合に加入し、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付(医療保険)、長期給付(年金)、福祉事業を行っています。これらは、厚生年金、国民年金、健康保険及び国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

〈参考〉

○ 大牟田市職員等厚生会事業の実施状況(平成30年度)

主な事業	概要
給付事業	結婚祝金、入学祝金、弔慰金などの給付事業 ※ 一般社団法人福岡県市町村福祉協会の給付制度を利用
貸付事業	生活資金、リ災資金などの貸付事業
厚生事業	文化体育事業、アウトソーシング事業、健康推進事業など福利厚生事業
職員保険事業	生命・損保等の各種保険の団体取扱事業

○ 大牟田市職員等厚生会に対する会員掛金及び事業主負担金の状況(平成30年度決算)

会員数	会員掛金額	事業主負担金額
1,408人	28,014千円	25,923千円

エ 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づく、職員の公務災害及び通勤災害の平成30年度の認定件数は、以下のとおりです。

・公務災害認定件数 6件 ・通勤災害認定件数 0件

(2) 職員の利益の保護の状況

職員の利益の保護とは、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する不服申立て及び職員の苦情処理に関する制度のことをいいます。

これらは、職員が労働基本権の一部について制限を受けることや、行政の中立性と安定を図るための職員の身分保障に対応した制度で、職員の生活や身分を安定させることにより公務能率の維持増進に寄与することを目的とした制度です。

また、これらの要求や申立てを審査・処理する機関として公平委員会があります。

公平委員会は専門的・中立的な立場で職員の権利を保護することを任務としています。

【公平委員会の業務の状況】

平成30年度の職員からの措置要求等の状況は以下のとおりでした。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 勤務条件に関する措置の要求 | なし |
| (2) 不利益処分に関する不服申立て | なし |
| (3) 職員からの苦情相談の処理 | なし |

X 特定事業主行動計画(次世代育成支援対策法・女性活躍推進法)に係る措置の状況

大牟田市では、平成17年より特定事業主行動計画を策定し、職員の「仕事」と「子育て」の両立支援に向けた次世代育成支援策を推進してきましたが、平成28年4月に、これまでの取り組みと併せて女性活躍の推進についての取り組みも計画に盛り込みました。

計画では、男性職員の子育て目的の休暇取得の促進や、女性職員の登用推進等に取り組んでいくこととしています。

●目標数値及び実績

○次世代育成支援対策法関連

項目	目標値	H29年度実績	H30年度実績
①男性職員の子育て目的の特別休暇取得率	100%	69.5%	66.7%
②男性職員の育児休業取得率	5%	6%	4%
③年次休暇の平均取得日数	15日	11日	11.1日

○女性活躍推進法関連

項目	目標値	H30.4.1現在	H31.4.1現在
①管理職(主幹級以上)に占める女性職員の割合	15%	8.7%	8.4%
②監督職(主査・副主査級)に占める女性職員の割合	30%	18.8%	21.5%

X I 職員の退職管理に関する状況

大牟田市では、職員の退職管理に関する条例を制定しています。

これは、退職した元職員が、在籍していた自治体に対し契約行為や行政処分等の働きかけを禁止することを目的としています。

この取組みの一環として、管理職員で退職した者が、退職後2年間のうちに民間事業所等に再就職した場合に、届出を義務付けています。

平成30年度に退職した管理職員のうち、民間事業所等に再就職した人数は以下のとおりです。

- 部長級・・・ 1名
- 調整監級・・・ 0名
- 課長級・・・ 0名
- 主幹級・・・ 0名

大牟田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年8月末日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
- (3) 職員からの苦情相談の処理の状況

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、市長が規則で定める方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成17年度において第2条、第4条及び第6条の規定を適用する場合には、第2条及び第4条中「毎年8月末日」とあるのは「平成18年1月末日」と、第6条中「毎年10月末日」とあるのは「平成18年3月末日」とする。

大牟田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大牟田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例第7条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 大牟田市の広報誌に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) 閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。